（デジタル情報活用推進室並びに国際・デジタル政策企画調整官及び海外プロジェクト推進官）

**第四十六条**　（略）

（都市安全推進官及び都市防災対策官）

**第四十七条**　都市安全課に、都市安全推進官及び都市防災対策官それぞれ一人を置く。

2　都市安全推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること（都市防災対策官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（公園に係るものにあっては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること（都市防災対策官の所掌に属するものを除く。）。

3　都市防災対策官は、命を受けて、宅地の耐震化その他の都市安全課の所掌に係る防災に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに道路環境調整官、道路防災調整官及び地域道路調整官）

**第七十一条**　環境安全・防災課に、道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに道路環境調整官、道路防災調整官及び地域道路調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　道路防災対策室は、道路の防災に関する企画及び立案に関する事務（道路防災調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5・6　（略）

7　道路防災調整官は、命を受けて、道路の防災に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

8　（略）

（鉄道産業技術戦略室及び技術開発室並びに技術基準管理官）

**第八十四条**　技術企画課に、鉄道産業技術戦略室及び技術開発室並びに技術基準管理官一人を置く。

（削る）

（削る）

2　鉄道産業技術戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。以下この項及び第四項において「陸運機器等」という。）に関する基本的な政策のうち技術に関するものについての企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（技術開発室の所掌に属するものを除く。）。

二　陸運機器等の産業標準に関すること。

三～六　（略）

（デジタル情報活用推進室並びに国際・デジタル政策企画調整官及び海外プロジェクト推進官）

**第四十五条**　（略）

（都市安全推進官及び都市防災調整官）

**第四十六条**　都市安全課に、都市安全推進官及び都市防災調整官それぞれ一人を置く。

2　都市安全推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること（都市防災調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（公園に係るものにあっては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること（都市防災調整官の所掌に属するものを除く。）。

3　都市防災調整官は、命を受けて、都市安全課の所掌に係る防災に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

**第四十七条**　削除

（道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに道路環境調整官及び地域道路調整官）

**第七十一条**　環境安全・防災課に、道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに道路環境調整官及び地域道路調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　道路防災対策室は、道路の防災に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5・6　（略）

（新設）

7　（略）

（技術開発室及び車両工業企画室並びに技術基準管理官）

**第八十四条**　技術企画課に、技術開発室及び車両工業企画室並びに技術基準管理官一人を置く。

2　技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。第四項において「陸運機器等」という。）及び鉄道等の用に供する施設に関する技術の開発に関すること。

二　鉄道等の用に供する施設の建設、改造、修理及び保守並びに鉄道等の車両に関する外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。

3　技術開発室に、室長を置く。

4　車両工業企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一～四　（略）